

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)地域保健学域 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート (非公表)	分析項目6-1-1	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1] アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (04)地域保健学域 教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー)		
	6-2-1-02 (04)地域保健学域 成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート (非公表)	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針 (アセスメント・ポリシー) ・アセスメントリスト (観点8)	P. 10, P. 27-28	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト (観点1-7)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)地域保健学域 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)		再掲
	6-2-1-01 (04)地域保健学域 教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー)		再掲
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート (非公表)	分析項目6-2-2	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1] 学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針 (アセスメント・ポリシー)」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト (2021年8月施行) として明示した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第29条	再掲
	6-3-1-01 (00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正		
	6-3-1-02 (04)地域保健学域 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）		
	6-3-1-04 (04)地域保健学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (04)地域保健学域 カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）			
6-3-1-07 (04)地域保健学域 科目ナンバリングコード付番科目一覧			
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01 (04)地域保健学域 総合リハビリテーション学類 WFOT評価認定審査結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議			
・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第34条～第36条	再掲
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）	P. 100-101	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-2] 大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。			
[分析項目6-3-2] 各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいか分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。また、ポートフォリオシステムでは各教員は科目（授業）毎に学生の授業時間外学習の状況を把握することができ、各科目において単位の実質化を図ることで、授業科目の内容が授与する学位にふさわしい水準となることを担保している。ポートフォリオシステムに関する取組みについては[活動取組6-3-A]に詳述。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-3-A]授業時間外学習時間の増加に向けた取り組み 本学では、シラバスの充実（【特記事項】①に記載）に加え、ポートフォリオシステムを活用した授業時間外学習時間の増加に向けた取組みを行っている（ポートフォリオシステムについては基準6-8の[活動取組6-8-A]に詳述）。ポートフォリオシステムでは授業毎の学生の授業時間外学習時間（予習・復習時間）を把握することができ、全学委員会（教育改革専門委員会）にて半期ごとに学習時間の状況を確認するとともに、特に講義科目について極端に学習時間が少ない学生の割合を減らすことを全学の目標に掲げ、各教員に周知を行ってきた。大阪公立大学においても、ポートフォリオのこの機能は維持され、各教員は授業毎に学生の授業時間外学習時間を確認できるようになっている。	6-3-A-01 (00)授業時間外学習時間の増加に向けた取り組みについて (2018年度第4回教育改革専門委員会資料)		
	6-3-A-02 (00)「授業ふり返り」各質問項目の回等分布経年変化 (2021年度第2回教育改革専門委員会資料) (非公表)		
[活動取組6-3-B] 総合リハビリテーション学類作業療法学専攻において、世界作業療法士連盟（World Federation of Occupational Therapists: WFOT）認定校の認可を受けている。また、総合リハビリテーション学類理学療法学専攻および作業療法学専攻では、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（http://jcore.or.jp/）によるリハビリテーション教育施設の教育の質を保証するための第三者評価を受け、一定の水準を満たしていると認められた。	6-3-2-01 (04)地域保健学域 総合リハビリテーション学類 WFOT評価認定審査結果		再掲

<p>[活動取組6-3-C]</p> <p>学士・修士5年一貫プログラムは、2018年度より開始され、優秀な学生について、時間的・経済的負担を軽減しつつ優秀な自律的研究者としての素地を築き、リハビリテーション学分野におけるより高度な問題解決能力、研究能力を有する修了生を育成することを目的としている。学士修士5年一貫本プログラムに関する記載としては、学生必携（履修要項・学生生活の手引き）に明示することで学生に周知してされており、大学院への進学を検討している学部生からの相談がある。2018年度：2名、2021年度：3名、2022年度予定：6名となっている。2019年度に2名、2021年度に3名がこのプログラムを利用している。2021年度は3名がこのプログラムを利用している。前述のリハビリテーション教育評価機構教育評価認定（2017年4月1日から2022年3月31日）においても、特に優れた点として、毎年数名が大学院に進学するなど研究分野に積極的な指導がなされていることが取り上げられた。</p>	<p>6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表 (履修要項等)</p>	<p>P. 100-101</p>	<p>再掲</p>
<p>6-3-3-02 (11)学士・修士5年一貫プログラム (配布用) 2021(pt)</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス (HP)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス(全件、全項目)(非公表)		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等(シラバス作成要領)2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表(履修要項等)		再掲
	6-4-3-02 (04)地域保健学域 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (04)地域保健学域 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス (HP)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-3] 非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務システムを通じて学生に周知するとともに、ポータルフォリオシステムからも直接確認することができるようにし、学生が各回の授業目標・内容を十分理解した上で学習できるようになっている。</p>			
<p>[分析項目6-4-4] 看護学類においては、教育上主要と認める授業科目のうち、看護専門科目の基盤となる関連分野の専門基礎科目について、主な授業担当者はその学問分野を専門とする教員となっており非常勤講師の割合が高くなっているが、看護の基盤科目としての教育内容や方法、評価方法については教育運営委員長、委員である教授や准教授または関連科目の教授・准教授がコーディネーターとして授業担当者と確認をとりながら科目を運用している。 また、講師が担当する科目についても、関連科目の准教授もコーディネーターとして教育内容や方法、評価方法について授業担当者と必要時確認をとりながら科目を運用している。</p>			
<p>[分析項目6-4-4] 理学療法学専攻・作業療法学専攻において、教育上主要と認められる授業科目について専任の教授又は准教授が担当している割合が低くなっている。専任の教授又は准教授が担当しない科目は両専攻ともに臨床実習の先修条件にあたる科目であり、臨床実習前に修得すべき内容である。このため、教育内容の検討やシラバスについては専任の教授又は准教授が考案し、専攻会議において全教員で共有した上で科目担当者を決定している。授業の進捗状況、評定については科目コーディネーターである専任の教授又は准教授が把握し、専攻の全教員間で共有し、さらに、作業療法学専攻では身体障害、発達障害、精神障害、地域など、理学療法学専攻では運動器、呼吸器・循環器、神経系、発達期、老年期、地域などの領域別にも担当教員間で授業の進捗状況、評定について、密に連絡を取り共有するとともに、教授又は准教授による指導を行っている。</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
<p>[活動取組6-4-A] コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム(Moodle)上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。</p>	<p>6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集 (非公表)</p>		
<p>[活動取組6-4-B] 看護学類において、看護実践能力を高めるためのシミュレーター教育の活用とオンライン授業での活用について、特色ある実践例がある。臨地実習科目においては病院、保健施設、保健所などの様々なフィールド学習を実施しているが、新型コロナウイルスの影響により臨地でない実習の形に変更し、シミュレーター教育や電子カルテからの情報収集・視覚教材学習(WEBサイトなどメディアの利用)・少人数制討論など可能な限りのフィールドを基にした学習を実施した。講義や演習においてもLMSを用いた効果的な学習方法を展開し、看護実践能力の向上を目指した授業の工夫を行った。</p>	<p>6-4-B-01 (04)地域保健学域 看護学類 2020年度前期オンライン授業での優秀授業について</p>		
	<p>6-4-B-02 (04)地域保健学域 看護学類 隣地実習の状況と実習の工夫事例 (非公表)</p>		
<p>[活動取組6-4-C] 「大学教育再生加速プログラム(AP事業)」(2014~2019年度)における取組について 総合リハビリテーション学類においては、大学教育再生加速プログラム(AP事業)の取組の一つとして、各専攻のカリキュラム内に段階的に反転授業を導入した。2017年度には、1から3年次計34科目に反転授業を導入し、教員作成の動画配信、授業前のDVD視聴や資料の事前配信などを活用した反転授業を実施した。また、講義資料作成用イラスト素材を追加作成し、学内情報共有サイトに掲載し、部局内全教員が活用できるようにした。2018年度・2019年度は、1から4年次計50科目に反転授業を導入し、学生・教員アンケートも実施した。さらに、情報活用基礎を中心とした授業でのパソコンの活用を始め、講義レポートの作成や情報収集、統計解析、論文作成など、数多くの機会にパソコンとインターネットを活用した。また、反転授業の実施を通じて構築したICT環境を有効活用するため、ノートPCを必携化しており、2021年時点も継続している。</p>	<p>6-4-B-02 (01)アクティブ・ラーニング報告会「タブレットPC導入による学習の活性化と課題」(非公表)</p>		
	<p>6-4-C-01 (04)地域保健学域 総リハ学類 ノートPC必携化案内文書</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）			
	6-5-1 (04)地域保健学域 履修指導の実施状況			
	6-5-1-01 (04)地域保健学域における履修ガイダンスの実施状況 (非公表)			
	6-5-1-02 (00)学生アドバイザー業務説明会資料 (2021年度 学生アドバイザーの手引) (非公表)			
	6-5-1-03 (00)学術の発展動向 (担当教員の研修成果を含む。) を反映した授業科目の事例			
	6-5-1-04 (00)他学域 (自由選択枠) の授業科目の履修状況			
	6-5-1-05 (00)編入学、転学域・転学類への配慮状況			
	6-5-1-06 (00)他大学との単位互換			
	6-5-1-07 (00)交換留学制度の実施状況			
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料			
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）			
	6-5-2 (04)地域保健学域 学習相談の実施状況			
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料			
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）			
	6-5-3 (04)地域保健学域 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組			
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）			
	6-5-3-01 (00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数			
6-5-3-02 (00)インターンシップに関する情報提供等 (学内ポータル) (非公表)				
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）			
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況			
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料			
	4-2-3-01 外国人留学生アドバイザー規程			再掲
	4-2-3-02 チューター制度実施要項			再掲
4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数			再掲	

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-02 (00)特例科目の実施状況 受講者数		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテーカー等）の実績		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-5-1][分析項目6-5-2] 大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学類・専攻の学年ごとに学生アドバイザーに相当する教員を配置し、学生の修学等生活全般に関して相談に応じ、指導・助言を行う。			
[分析項目6-5-4] 大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学域（学類、課程）に外国人留学生アドバイザーに相当する担当教員を配置し、外国人留学生の学生生活全般についての相談役を担う。また、アクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02 (04)地域保健学域 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-01 (00)大阪公立大学履修規程	第13条	
	6-6-1-03 (00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について (第8回教務準備委員会資料)		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表 (履修要項等)	看護P. 15、リハP. 23、教福P. 5	再掲
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス (HP)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (04)地域保健学域 成績評価の分布表 (GPC一覧) 2021年度 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて (2018年度教育改革専門委員会資料)		
	6-2-1-02 (04)地域保健学域 成績評価ガイドライン		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03 (00)GPA制度の目的及び実施状況 (活用状況)		
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート (非公表)	分析項目6-6-3	再掲	

<p>[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<p>・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (00)成績評価に対する異議申し立て (大学HP)、2022年度以降の成績評価異議申し立て (2021年度第10回教育企画運営会議)</p> <p>・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-02 (00)異議申し立て制度の実施状況 (非公表)</p> <p>・成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類 6-6-4-03 (00) 期末試験等のエビデンス管理 (2019年度第10回教育企画運営会議)</p> <p>6-6-4-04 (04)看護学類・看護学研究科 2021年度看護第5回定例教授会議事録、教務関係申し合わせ事項 (非公表)</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-6-1] 成績評価基準は、2022年4月に履修規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準 (授業目標の達成度合い)、グレードポイント (各評語に与えられる数値) 及び100点方式による素点と対応関係を定めている (履修規程第14条)。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、履修規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価 (教学アセスメント) で、成績評価基準の策定 (履修規程の改正) にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。</p>			
<p>[分析項目6-6-3] 成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧 (授業ごとのGP 分布、平均GP 値) に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組6-6-A] 看護学類では、実習科目の場合、成績評価のため個人面談を行い、いくつかの実習科目においてはルーブリック評価を取り入れ、客観的な評価が行える方法を取り入れており、教員間で成績会議を実施し、客観性を維持する体制も整備している。</p>	<p>6-6-A-01 (04)ルーブリック評価事例 生活支援看護学実習</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-06 大阪府立大学 地域保健学域規程	第12条	再掲
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）	P. 22, 30, 38	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第48条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (04)地域保健学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)地域保健学域 卒業判定に係る教授会資料（卒業判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）			
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲	
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (00)教育職員免許取得状況			
	6-8-1-02 (00)各種国家試験合格状況			
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）			
	[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。） 6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）		分析項目6-8-2	再掲	
・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (04)地域保健学域 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）				
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）				
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (04)地域保健学域 学生調査結果（卒業予定者アンケート）（非公表）		
		6-8-3-02 (04)地域保健学域 卒業予定者アンケート 2019-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲	
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (04)地域保健学域 卒業生調査結果（非公表）			
	6-8-4-02 (04)地域保健学域 卒業生調査2021集計結果（非公表）			
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲	
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (04)地域保健学域 就職先アンケート結果（非公表）			
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
<p>[活動取組6-8-A]ポートフォリオシステムについて eポートフォリオを導入し、学生による学びの自己評価を中心としたアンケートを実施している。本システムでは、学期末、各受講科目について、学生に学習プロセスと達成度（学習成果）の自己評価（「授業ふり返り」）を行わせ、データを蓄積・可視化して、学生と教員に提示している。これにより、自律的学習者の育成を進めるとともに、授業担当教員の授業改善に役立てている。また、学習成果だけでなく成果獲得に至るプロセスにも着目してデータを取りまとめ、各部局や大学全体に提供して教育上の課題発見等に活かしている。なお、2015年度後期には12.7%だった「授業ふり返り」の入力率は、システムとその運用の改善等により、2020年度後期には66.9%に上昇している。この他、本学全体のディプロマ・ポリシーに相当する「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」についても学生に自己評価を行わせ、大学全体としての教育成果の確認に用いている。 大阪公立大学のポートフォリオシステムにおいてもこれらの機能は継続されるとともに、さらに充実させた機能としてクリッカーや成果物を登録するショーケース機能をシステムに追加し、運営している。</p>	2-3-B-02 ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		再掲
	6-8-A-01 (00)大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（大学HP）		
<p>[活動取組6-8-B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定めており、上記ポートフォリオのデータも活用したアセスメントを実施している。</p>	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-8-B-01 (04)地域保健学域 「授業ふり返り」集計データ（非公表）		
<p>[活動取組6-8-C]内部質保証に関するスタートアップ支援について 2017年度に設置した教育戦略室（教育戦略室については領域2に詳述）が主体となり、各部局における内部質保証システムの構築を推進するための施策として、2018年度から「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」を開始し、教育プログラム（学士課程を対象）における学習成果を分析・評価し、改善・向上を図る部局での取組への経費支援を行っている。2018年度：6件（8,646千円）、2019年度：1件（1,542千円）、2020年度：4件（5,587千円）に対し支援を行い、各部局における事業の成果を全学に対して報告・共有している。 地域保健学域では、2018年度及び2020年度に「理学療法学専門教育における学修成果の客観的評価」が採択された。</p>	2-3-A-01 内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		再掲
	2-3-A-02 内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		再掲
	6-8-C-01 (04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（総リハ教育領域）（非公表）		
	6-8-C-02 (04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（総リハ理学療法）（非公表）		

<p>[活動取組6-8-D]理学療法学専門教育における学修成果の客観的評価 本事業は、理学療法士国家試験模試を「習熟度評価試験」として利用し、1)4年生を対象に分野別の正答率を分析し、客観的な評価を行い、特別講義等のフォローを実施すること、2)国家試験において、試験の分野とカリキュラムの科目との関連の高さを成績との相関関係から明らかにすることを通して、今日の地域社会のニーズに合致した理学療法学教育の実践を目指した。結果、理学療法学の基礎となる解剖学・生理学・運動学領域の習熟度が十分でない場合、全体的な習熟度が向上しづらいことがわかった。これらの分野は、国家試験だけでなく、臨床実習の理解、理学療法士としての質の高さにも結びつくため、専門基礎分野のカリキュラムの改善を検討していく必要性が明らかとなった。2020年度は、オンライン等を活用しながら合計12回の習熟度評価試験を実施し、その結果を専攻会議内で共有した。</p>	6-8-C-01 (04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019 (総リハ教育領域) (非公表)		再掲
	6-8-C-02 (04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021 (総リハ理学療法) (非公表)		再掲
	6-8-D-01 (04)成果報告会「専門分野教育領域における学修成果の客観的評価」 (非公表)		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			